

松前町定期予防接種の県外における接種費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき町が実施する予防接種を愛媛県外（日本国内に限る。以下同じ。）の医療機関（以下「県外実施機関」という。）で受ける者又はその保護者に対し、町が予算の範囲内で松前町定期予防接種の県外における接種費用助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）で使用する用語の例による。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、予防接種を受ける時において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により町の住民基本台帳に記録され、かつ、政令第3条に規定する者であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 里帰り出産又は療養により愛媛県外の市区町村に滞在している者のうち、滞在が長期に及ぶため、県外実施機関で予防接種を受けることが必要な者

(2) その他特別な事情により県外実施機関で予防接種を受けることが必要と町長が認める者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象者が予防接種を受けた日の属する年度において町が一般社団法人愛媛県医師会と契約する予防接種単価と次に掲げる疾病の区分に応じた額のいずれか少ない額とする。

(1) A類疾病 県外実施機関で実際に支払った額

(2) B類疾病 県外実施機関で実際に支払った額から、助成対象者が予防接種を受けた日の属する年度に愛媛県予防接種広域化代表者協議会が制定するB類定期予防接種広域化実施要領別紙2に定める自己負担金の額を控除した額

(接種の申請)

第5条 県外実施機関での予防接種を希望する助成対象者又はその保護者（以下「接種希望者」という。）は、あらかじめ希望する県外実施機関で予防接種が受けられることを確認した上で、定期予防接種の県外における接種依頼書発行申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(依頼書の交付)

第6条 町長は、前条の規定により発行申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、定期予防接種の県外における接種依頼書（様式第2号）を接種希望者の滞在する市区町村長又は接種希望者の希望する県外実施機関（以下「市区町村長等」という。）に交付するものとする。この場合において、町長は、当該市区町村長等の求めに応じ、必要な書類を添付するものとする。

（助成金の交付申請）

第7条 前条の接種依頼書に記載された県外実施機関で予防接種を受けた接種希望者は、助成金の交付を受けようとするときは、予防接種を受けた後速やかに、定期予防接種の県外における接種費用助成金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1）予防接種を実施した県外実施機関が発行した予防接種名、被接種者名及び接種費用の内訳が明記された領収書の写し

（2）予防接種済証又は母子健康手帳（接種済みの表示のある箇所）の写し

（交付決定）

第8条 町長は、前条の規定により交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは助成金の交付を決定し定期予防接種の県外における接種費用助成金交付決定通知書（様式第4号）により、不適当と認めたときはその旨を書面により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求等）

第9条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「被助成者」という。）は、決定通知書を受け取った日から30日以内に、定期予防接種の県外における接種費用助成金請求書（様式第5号）により当該助成金の請求を行うものとする。

2 町長は、前項の請求書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、被助成者の指定する金融機関等の口座に振り込むことにより助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 町長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に助成金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（1）この要綱の規定に違反したとき。

（2）提出した書類に虚偽の記載があったとき。

（検査等）

第11条 町長は、助成金の交付に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることがある。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 23 日から施行する。

附 則（令和 8 年 7 月 17 日告示第 90 号）

この要綱は、公表の日から施行する。